第3章 ごみ処理の目標と方針

1 ごみ処理の基本理念

1 ごみ処理の基本理念

これまで私たちは、大量の資源を浪費し大量の不要品をごみとして排出して、豊かで便利な生活を享受してきました。

その結果, 地球温暖化など地球規模の環境破壊や資源の枯渇, 有害物質による汚染など, 危機的な状況に直面しており,「環境の世紀」と言われる今日において, 循環型社会へ向けた取り組みの強化が求められています。

ごみは人間の活動のあらゆる場面で排出されるものです。これは,私たちの日々の生活 に関わる身近な問題であると同時に,循環型社会への移行のためには,市民一人ひとりの 取り組みが重要であることを意味しています。

いま新潟市は「大地と共に育つ、田園型拠点都市」として、新たな一歩を踏み出しました。本計画は、その方向性のもと、市民・事業者・市の協働により、循環型社会に向けた 取り組みを推進し、ともに「環境先進都市」を切り拓いていくことを基本理念とします。

> 新・新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 基本理念

市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市

2 本市の目指す循環型社会

本市の目指す循環型社会は図 18 に示すとおり、「①発生抑制」、「②再使用」、「③再生利用」を優先順位とし、天然資源の投入をできるだけ抑制し、埋立処分量を削減するとともに、どうしても処理せざるをえないごみについては、焼却余熱の発電利用など、エネルギーとしての活用をすすめ、適正に処理・処分をしていく社会とします。

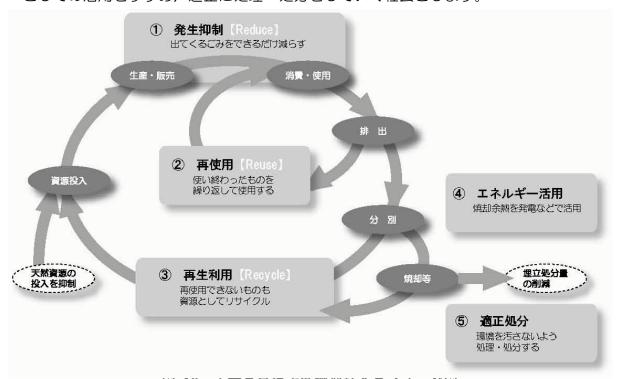


図 18 本市の目指す循環型社会のイメージ図

●循環型社会への移行による主な効果

■地球資源の節約

ごみの3尺を推進することで、天然資源の投入を抑制することができます。

■地球温暖化ガスの抑制

焼却ごみを減らすことで、温暖化ガスの発生抑制につながります。

■経費の削減

処理するごみを減らすことで,施設規模を縮小でき,維持管理費の面においても,経費 の削減につながります。

■最終処分場の延命化

埋立ごみを減らすことで、最終処分場の延命化につながります。

■環境美化の向上

ごみを減らすことで、環境美化の向上につながります。

2 環境先進都市に向けた数値目標

本市の基本理念に向けた数値目標を表 10 のとおり設定します。

表 10 ごみ量の数値目標

区 分	平成 17 年度 (最新実績)	平成 23 年度 (中間目標)	平成 26 年度 (最終目標)
① 家庭系ごみ量*1	671g	570g (∆100g)	570g (∆100g)
② リサイクル率*2	17.8%	23.0 % (+5%)	26.0 % (+8%)
3 最終処分量	47,074t	39,000t (\(\Delta 8,000t \)	32,000t (△15,000t)

^{※1} 家庭ごみ量:「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の合計

【環境先進都市を目指した数値目標】

①家庭系ごみ量

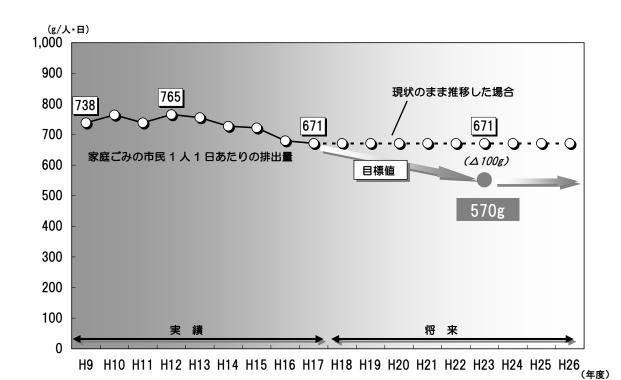


図 19 家庭系ごみ量の目標

^{※2} リサイクル率 = 資源化量 / 総排出量

○ ごみ量=「燃やすごみ」+「燃やさないごみ」+「粗大ごみ」

1人1日当たりのごみ量を、平成17年度実績の671gから、平成23年度までに約100g削減し570g以下にすることを目標とします。

① 家庭系ごみ量

平成 17 年度の新津・白根広域・豊栄地区のごみ量が 584g であることから, さらに3 Rの取り組みを推進し, 平成 23 年度において全地区で 570g を達成するものとしました。

平成24年度以降については、中間目標の達成状況を踏まえ、新たに目標を設定するものとします。

※人口については、これまでは住民基本台帳を基準としていましたが、実際の居住実態を反映させるため、また、政令市移行により住民登録しない方が増加することが予想されるため、今後は国勢調査人口を基準とすることにします。なお、本計画における実績は基本的に国勢調査の人口に基づくものです。

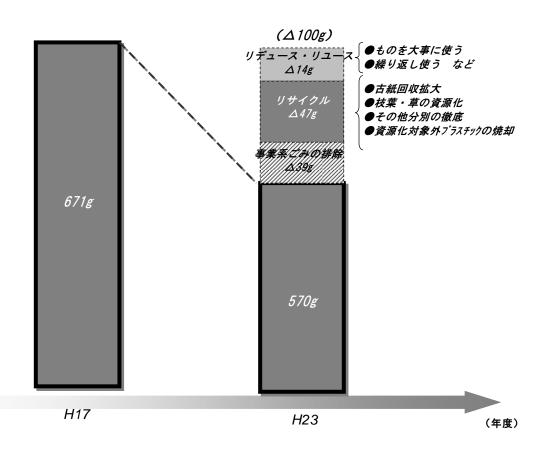


図 20 家庭ごみ量削減の内訳

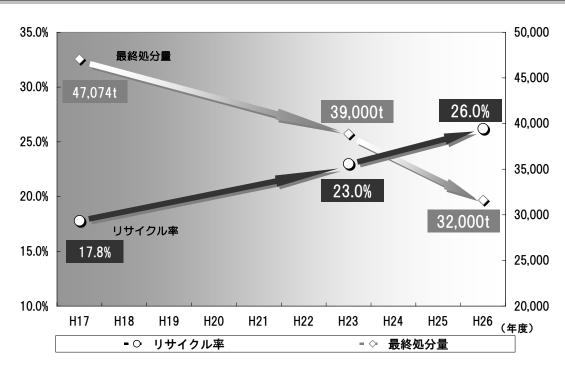


図 21 リサイクル率・最終処分量の推移

② リサイクル率

○ 資源化量/総排出量(家庭系ごみ+事業系ごみ+集団・拠点回収)

家庭系・事業系とも総排出量を削減するとともに、家庭系ごみについては「10種 13分別収集」などによりできるだけ資源化することで、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を図ります。

リサイクル率については、平成 17 年度の 17.8%から平成 23 年度までに 23%以上に、また、平成 26 年度までに 26%以上に引き上げることを目標とします。

3 最終処分量 最終処分量については、平成 17 年度の 47,074t から平成 23 年度までに 8,000t 以上削減し 39,000t 以下に、また、平成 26 年度までに 15,000t 以上削減し 32,000t 以下にすることを目標とします。

平成 24 年度に溶融機能を備えた新焼却施設が稼動することから、最終目標時点において、さらなるリサイクル率の向上と最終処分量の削減を見込みます。

3 ごみ処理の基本方針

環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、3つの目標達成に向けて、以下の5つの 基本方針を掲げます。

基本方針1 ごみを減らす仕組みづくりの推進

3Rの優先順位に基づき、発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) に向けた取り組みを推進していきます。

そのためには、ごみを排出する市民一人ひとりの日常生活や商品・サービスを提供する事業者の取り組みが重要であることから、市民・事業者・市が情報・目的を共有して 一体となり、自発的に取り組めるような体制づくりを推進していきます。

基本方針2 家庭系ごみの分別拡充と有料化の推進

資源となるごみについては、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減するため、平成 20 年度中に分別区分を「10 種 13 分別」に統一し、高品質なリサイクルを推進します。

また、家庭系ごみの有料化は、ごみの減量・リサイクルのために有効な手段である とともに、ごみ量に応じた費用負担の公平化が図られることから、分別変更と同時に、 有料化を実施します。

基本方針3 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

事業系ごみについては、事業者のごみの減量・リサイクルの向上に向けた自発的な 取り組みを促すとともに、資源物などの搬入規制を行い、最終的に焼却及び埋立処分 されるごみを極力削減します。

また、事業者の自己処理責任に基づき、市による事業系ごみの収集を廃止するとと もに、処理手数料については処理原価相当を徴収します。

基本方針4 違反ごみ対策と不法投棄対策の拡充

快適な生活環境を保持するため、ごみステーションにおける違反ごみや不法投棄な どへの対策を強化します。

特に、分別変更や有料化などの制度変更時においてルール違反が予想されることから、パトロールの強化に加え、「クリーンにいがた推進員」制度を創設し、地域と一体となった取り組みを推進します。

また、「ぽい捨て等防止条例」の制定に向け、調整を行います。

基本方針5 収集・処理体制の整備

10種13分別収集を的確に実施するため、環境負荷の軽減と経済性・効率性を考慮した収集・処理システムを構築します。

処理にあたっては、高品質な資源物の回収に努めるとともに、熱回収によるエネルギー活用も図り、最終処分量の削減を図ります。

また,最新のリサイクル技術の動向を勘案するとともに,長期的な視点に立った施 設整備を進めます。